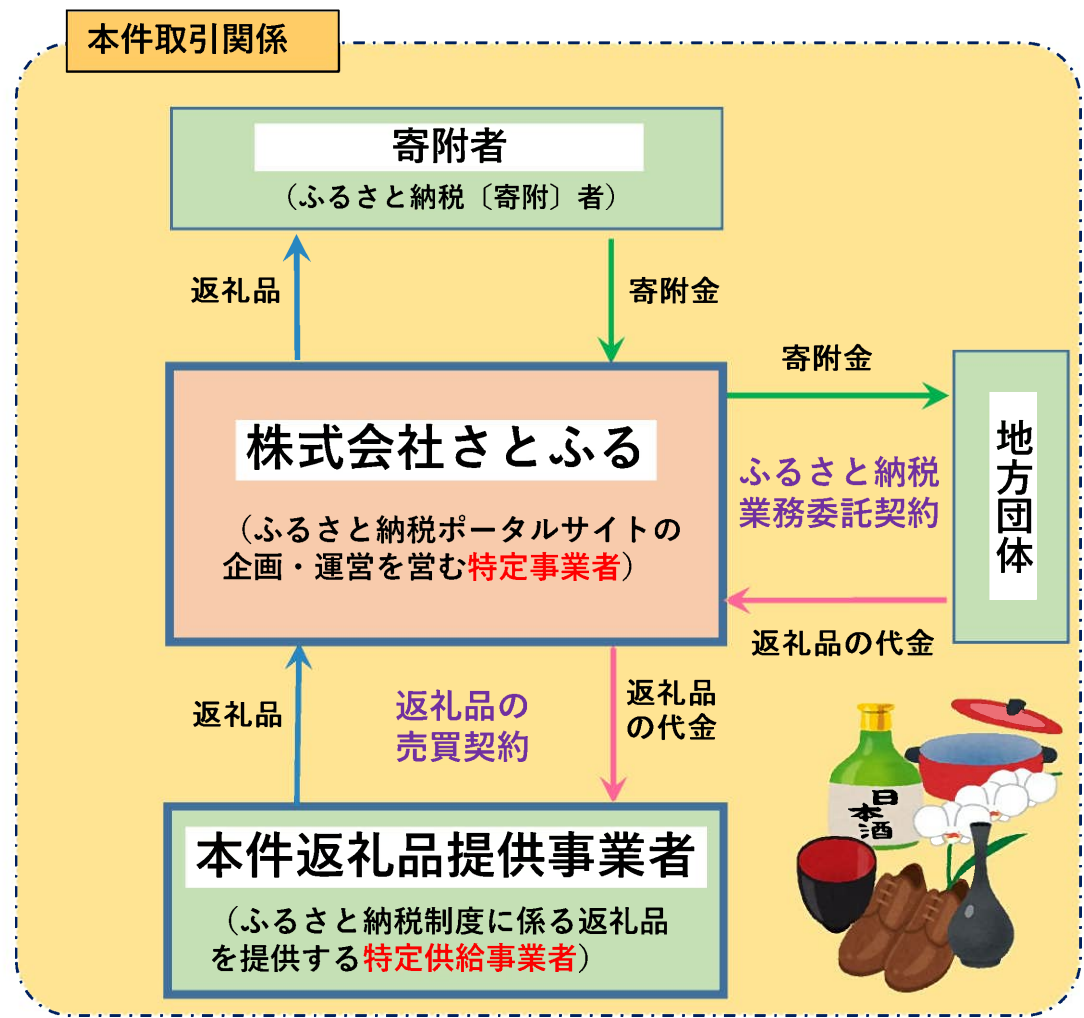


1 本件の概要

参考



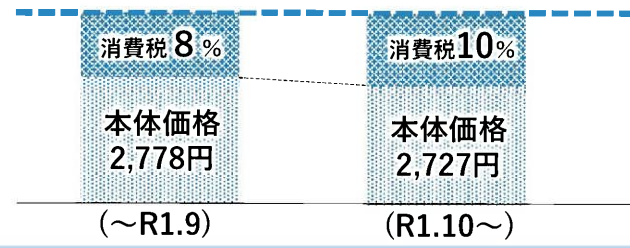
違反行為【買ったとき】

さとふるは、本件返礼品提供事業者（約800名）に対し、令和元年10月1日以後に供給を受けた返礼品の購入代金（税込価格）について、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った。^(注)

具体的な違反行為は以下のとおり。

- ① 返礼品の単価について、消費税率引上げ後も消費税率8%時のまま、合意なく一方的に据え置いた。
- ② 消費税率引上げ分を上乗せすることとした返礼品について、ふるさと納税（寄附）が令和元年9月以前に行われた場合には、配送が令和元年10月以降であっても消費税率8%時の単価のまま支払った。

(例) 税込単価3,000円



(注) さとふるは、本件返礼品提供事業者に対して、令和2年4月6日までに令和元年10月1日に遡って、当該引上げ分相当額を支払った。

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission **※勧告の内容※**

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること

など

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったとき」として禁止しています。

